

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(J A S D A Q ・ コード : 2724)
問 合 せ 先 専務取締役 野瀬 有孝
電 話 番 号 0 3 - 3 2 8 9 - 6 6 5 1

単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会での決議を前提として、新たに単元株制度を導入することとし、これに係る定款上の所要の変更を行います。

当社は、単元株制度を導入し、株式の売買単位を 100 株といたしますが、株式分割はいたしません。

単元株式数を 100 株とすることにより、新たに 1 単元未満となる株主様は 1,781 名であります。この株主様の数は平成 26 年 1 月 9 日現在のものであり、この株主様数の割合は株主総数に対して 78.2%であり、その所有される株式数の割合は発行済株式総数に対して 3.5%であります。

当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割することで、当社の株価が 10 円未満となり、東京証券取引所 JASDAQ 市場の上場廃止基準に抵触することとなるため 1 株につき 100 株の割合をもって分割することはできません。1 株につき 10 株の割合をもって分割することも考慮いたしましたが、株式分割を行わない単元株制度の採用は投資単位が 100 倍となることから企業イメージの向上につながること及び営業活動における効果が見込まれ、より既存株主に利益をもたらせると考えたことから株式分割を行わない単元株制度を採用することといたしました。

2. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 発行可能株式総数の変更(第6条)

今後の当社における事業拡大及び債務超過の解消を目的とした資金調達及び資本政策遂行のため、会社法第113条第3項の規定に基づき、現行定款第6条の発行可能株式総数を現行の2,000,000株から2,400,000株に変更するものであります。

② 単元株式数の変更(第7条)

上記単元株制度の採用に伴うものです。

③ 単元未満株式についての権利(第8条)

単元未満株式について権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式の権利を限定するため。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。下線部分が変更部分であります。

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000,000株</u> とする | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400,000株</u> とする |
| — (新設) — | <u>(単元株式数)</u> |
| | 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 |
| — (新設) — | <u>(単元未満株式についての権利)</u> |
| | 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 |
| | <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> |
| | <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u> |
| | <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> |
| 第7条 | 第9条 |
| ～ (条文省略) | ～ (現行どおり) |
| 第37条 | 第39条 |
| — (新設) — | <u>(附則)</u> |
| | 第1条 第7条および第8条の新設の効力発生日は、平成26年4月1日とする。 |
| | 2. なお、本附則第1条は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。 |

4. 単元未満株式の取扱いについて

単元株制度の採用に伴い、100株未満の株式は単元未満株となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引先市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用頂くことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座でご所有の株主様はお取引のある証券会社へ、特別口座でご所有の株主様は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社まで、それぞれお問い合わせください。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有される単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

以 上